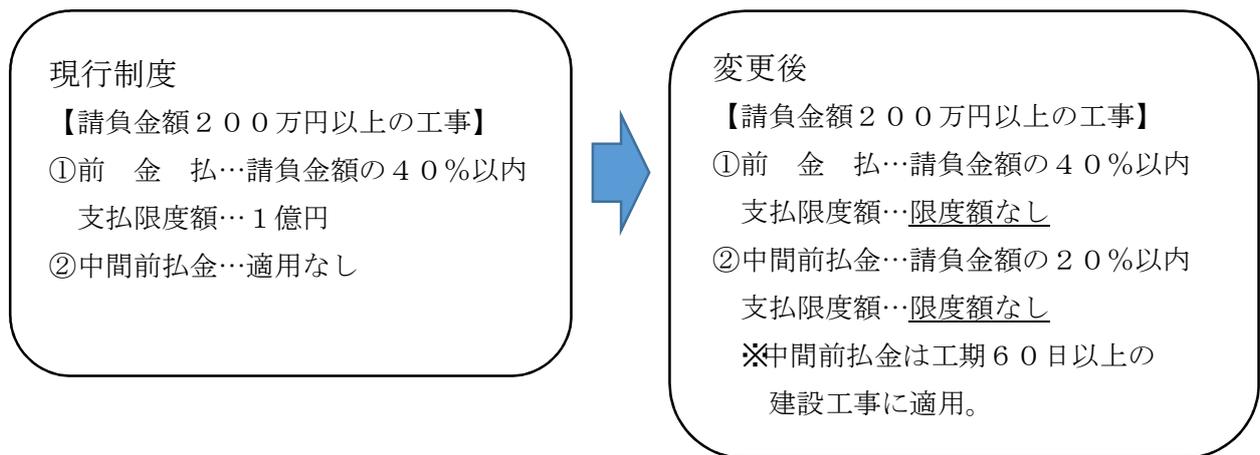


前払金および中間前払金の限度額撤廃について

センターが発注する建設工事について、施工に必要な資金を供給することによって適正な施工を確保することを目的に、前金払および中間前金払の支払限度額を下記のとおり撤廃します。

記

1. 変更内容



2. 適用時期

平成 28 年 6 月 1 日以降に発注する工事について適用します。